破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７６号
宮城県東松島市牛網字駅前東52番地５　市営小野駅前東住宅２－３号室、前住所宮城県東松島市牛網字駅前１丁目13番地14
債務者　吉木ひろみ
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１５９１号
埼玉県新座市新堀２丁目14番51号　三栄マンション303号室
債務者　薗田　祐一
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４７６号
愛知県みよし市三好町蜂ヶ池26番地１　エスポア篠崎203号、前住所愛知県岡崎市南明大寺町３番地27　サンポール明大寺　104
債務者　久野　恵里（旧姓粂）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
山形県南陽市若狭郷屋60番地　ラペーシュⅠ206号室
債務者　生井　　誠
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１６５６号
埼玉県川口市飯塚１丁目２番16―502号　川口ホームズ
債務者　畑澤　愛子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６９号
さいたま市岩槻区大字平林寺1481番地１　４号104
債務者　吉永　久夫
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７５号
埼玉県上尾市泉台３丁目19番地２　ロイヤルプレイス泉台205
債務者　後藤　　縁
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１７号
さいたま市桜区大字塚本46番地１
債務者　川端　祐介
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７２８号
埼玉県新座市野火止５丁目15番32号　コーポ高橋301号室
債務者　新城　安邦
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７４９号
埼玉県上尾市大字大谷本郷891番地１　アーバンパレス大谷本郷102
債務者　柳川　文恵
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６７１号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６　ライズケア越谷寮、旧住所埼玉県八潮市大字八條2296番地７
債務者　遠山　浩司
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７１７号
埼玉県春日部市大場1430番地１　クラシコ・Ｔ　201号
債務者　秋元　隆平
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
千葉県旭市新町1186番地２
債務者　飯田　晃江
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６７号
千葉県銚子市清水町1352番地
債務者　山口千鶴子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第６６号
新潟県三条市東三条１丁目５番９－７号
債務者　樋口なぎさ
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第１５７号
新潟県見附市柳橋町190番地22
債務者　佐藤　邦昭
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
山口県山陽小野田市千代町２丁目９番３号
債務者　柳井工業こと　柳井　巌文
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
山口地方裁判所宇部支部